

埼玉県看護師等確保支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、県内医療機関における看護師等の確保及び定着を促進し、安定的な看護提供体制の確保を図るため次の事業を実施するものとし、それぞれの予算の範囲内において補助金を交付する。

- 一 県外看護師等就業支援金等事業
- 二 潜在看護師等就業後継続支援事業
- 三 看護師等奨学金返還支援事業

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 病院

医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院をいう。

(2) 医療機関

医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所をいう。

(3) 同一医療グループ

法人格の異同を問わず、経営統合、特殊会社、連携協定の他これに準ずる関係により、実質的に同一の経営管理下にある医療機関の集合をいう。

(4) 看護師等

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第2条、第3条、第5条及び第6条に規定される保健師、助産師、看護師、准看護師をいう。

(5) 潜在看護師等

看護師等免許を有しながら、1年以上看護職に従事していない者をいう。

(6) 看護師等養成所

法第19条第1号及び第2号、第20条第1号及び第2号、法第21条第1号から第3号、法第22条第1号及び第2号に規定する大学、短期大学及び養成所をいう。

(7) 奨学金

看護師等が看護師等養成所の就学時又は在学期間中の学費に充てることを主な目的として、看護師等本人の名義で借り受けた資金をいう。

(補助事業等)

第3条 補助事業、補助事業者、補助対象経費等は、別表1のとおりとする。
なお、他の補助金等の交付対象となっている経費については補助対象外とする。

(事業参加登録)

第4条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、あらかじめ事業参加登録届(様式第1号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、登録届を受理したときは、速やかに登録済通知書(様式第2号)により、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の申請等)

第5条 前条第2項の登録通知を受けた者で補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金交付申請兼実績報告書(様式第3号)を知事が定める日までに知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、知事が別に定める書類を添付しなければならない。

(補助金の交付の決定等)

第6条 知事は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、申請内容を審査し、その審査結果に基づき、補助金の交付又は不交付を決定するものとする。

2 知事は、補助金の交付又は不交付を決定したときは、速やかに交付決定兼確定通知書(様式第4号)又は不交付決定通知(様式第5号)により当該申請者に通知するものとする。

3 前項の交付決定通知は、額の確定通知を兼ねるものとする。

(補助金の支払及び請求)

第7条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した後、補助事業者が提出する請求書(様式第6号)に基づいて支払いを行う。

(退職報告)

第8条 県外看護師等就業支援金等事業及び潜在看護師等就業後継続支援事業の補助を受けた補助事業者は、支援対象者が次項に定める期間内に退職したときは、退職報告書(様式第7号)に退職の事実を証する書類の写しその他知事が必要と認める書類を添えて、遅滞なく知事に提出しなければならない。

2 前項の報告を行う期間(以下「退職報告期間」という。)は、補助対象事業ごとに次のとおりとする。

一 県外看護師等就業支援金等事業 採用日から2年間

二 潜在看護師等就業後継続支援事業 採用日から1年間

(補助金の返還)

第9条 知事は、支援対象者が退職報告期間内に退職した場合、その他補助金の交付の趣旨に照らして不相当と認めるときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることが出来る。

2 支援対象者の退職理由が疾病その他やむを得ない事由によるものであると知事が認めた場合は、返還を求めないことができる。

(書類の整備等)

第10条 補助事業者は、補助事業に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(消費税等に係る報告)

第11条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第8号により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、知事はこの報告に基づき、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(暴力団排除措置)

第12条 知事は、補助事業者が次の各号の一のいずれかに該当する場合は、この要綱による補助金を交付しないことができる。

(1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(埼玉県暴力団排除条例(平成23年埼玉県条例第39号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(5) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約(以下「委託契約等」という。)を締結する場合に、その相手方が(1)から(4)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(6) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、(1)から(4)までの

いずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（５）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。

- 2 知事は、交付の決定があった後において、法人等が前項の各号の一のいずれかに該当することが判明した場合は、この要綱による補助金の交付の決定を取り消すことができる。
- 3 前項の規定により交付の決定を取り消したときは、既に交付した補助金の返還を命じるものとする。

（補則）

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、補助金交付に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、令和 8 年 7 月 6 日から施行する。

別表 1 （第 3 条関係）

補助事業	県外看護師等就業支援金等事業 県外の医療機関等で勤務していた看護師等を採用する目的で、補助事業者が当該看護師等に就業支援金等を交付する事業 なお、「県外の医療機関等」とは、病院、診療所のほか、訪問看護事業所その他知事が適当と認める医療関連事業所をいう。	潜在看護師等就業後継続支援事業 潜在看護師等を採用する目的で、補助事業者が就業環境の整備を推進するとともに、当該潜在看護師等に就業支援金等の交付や研修受講支援を行う事業	看護師等奨学金返還支援事業 新卒看護師等を採用する目的で、補助事業者が当該新卒看護師等の奨学金返還を支援する事業
補助事業者	病院	医療機関	医療機関を運営する法人等であって、常時使用する従業員数が 1 0 0 人を超えるもの
対象看護師等（支援対象者）	次の各号のいずれにも該当する者 ① 採用日時点で、県外の医療機関等を離職後 1 年未満の者（補助事業者と同一法人または同一医療グループの医療機関等を除く） ② 夜勤等の交代制勤務に従事するなど、安定的な看護提供体制の確保に資すると認められる者 ③ 当該施設の社会保険（健康保険及び厚生年金保険等）の被保険者である者 ④ 採用後 2 年以上継続勤務する見込みがある者	次の各号のいずれにも該当する者 ① 潜在看護師等である者 ② 看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成 4 年法律第 33 号）第 16 条の 3 第 1 項に規定する、離職時届出を行っている者 ③ 採用後、3 か月程度の間、研修計画に基づき研修が実施された者。ただし、計画された研修が年度内に完了しない場合であっても、交付申請時点において研修中である者は、支援対象者とする。 ④ 採用後 1 年以上継続勤務する見込みがある者	次の各号のいずれにも該当する者 ① 別表 2 に区分する奨学金を返還中の者 ② 次の各号のいずれかに該当する者 （1）看護師等養成所を卒業後 3 年以内（当該年度を含めて過去 3 年度以内に卒業した者）または県外の医療機関を離職後 1 年以内の者で、看護師等として補助事業者の運営する医療機関へ勤務する者 （2）前年度に本事業の支援を受けた者 ③ 当該施設の社会保険（健康保険及び厚生年金保険等）の被保険者である者 ④ 本事業及び埼玉県中小企業等奨学金返還支援事業による支援期間が合計 6 0 か月（5 年）以内の者
補助対象経費	補助事業者が支援対象者のために支出した次の経費のうち、補助年度内に支出したもの ① 就業支援金等 就業支援金、採用支度金等の金銭給付 ② 転居費用 転居に要する費用、赴任旅費等 ③ その他知事が認める経費 各号に掲げるもののほか、県外からの就業に資する経費。ただし、次に掲げる経費は対象外とする。 求人広告費、通常の給与・賞与、有料職業紹介事業者に支払う紹介手数料	補助事業者が支援対象者のために支出した次の経費のうち、補助年度内に支出したもの ① 研修費用 支援対象者の研修に要する費用（人件費を含む） ② 潜在看護師の再就業に資する経費 ③ 就業支援金、転居費用等その他経費 就業支援金、採用支度金等の金銭給付、転居に要する費用、赴任旅費等 ただし、次に掲げる経費は対象外とする。 求人広告費、通常の給与・賞与、有料職業紹介事業者に支払う紹介手数料	補助事業者が支援対象者のために支出した次の経費のうち、補助年度内に支出したもの ① 奨学金返還支援のために支援対象者に支給する手当 ② 奨学金の貸与機関に対し、支援対象者の奨学金返還金として直接支出する経費 ただし、次に掲げる経費は対象外とする。 ・離職等により返還された又は返還を求めている既払い支援金
補助率	補助対象経費の 2 分の 1 以内	補助対象経費の 2 分の 1 以内	補助対象経費の 2 分の 1 以内
補助上限額	支援対象者 1 人につき 100 千円	支援対象者 1 人につき 50 千円	支援対象者 1 人につき 90 千円 ただし、離職等により補助年度内の勤務月数が 12 月未満である場合は、90 千円を 12 で割った値に勤務月数を乗じた額を補助上限額とする

※算出された額に 1，0 0 0 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

別表 2

【看護師等奨学金返還支援事業の対象となる奨学金の区分について】

奨学金種別・貸与団体		奨学金返還支援制度の対象
貸与型奨学金	日本学生支援機構 埼玉県 自治体	○
	返還免除型奨学金 (一部免除を含む)	
	県内の貸与団体	×
	県外の貸与団体	○

※ 複数の奨学金を借りている場合は、上表により本事業の対象となる奨学金分のみ補助対象となる

様式第 1 号（第 4 条関係）

令和 年度看護師等確保支援補助金事業参加登録届（新規・変更）

記号 第 号
令和 年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

郵便番号
所在地
名 称
代表者（開設者）職
氏名
（ 施設名 ）

本補助金の交付を受けたいので、下記のとおり事業参加登録を申請します。

- 1 実施事業（該当するものに☑）
- ☐ 県外看護師等就業支援金等事業
- ☐ 潜在看護師等就業後継続支援事業
- ☐ 看護師等奨学金返還支援事業

2 対象人数及び補助所要額見込み等

補助事業名	対象人数 （見込み）	補助金所要額 （見込み）	従業員数※
県外看護師等就業支援金等事業	人	千円	
潜在看護師等就業後継続支援事業	人	千円	
看護師等奨学金返還支援事業	人	千円	人

※従業員数は職種に関わらず、同法人内で雇用している正規職員全ての人数を入力してください。

3 登録番号（変更登録の場合のみ）：

4 担当者連絡先

所属

氏名

電話

メール

様式第2号（第4条関係）

令和 年度看護師等確保支援補助金事業（新規・変更）登録済通知書

医人 第 号
令和 年 月 日

（補助事業者）

様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け 第 号で提出のあった看護師等確保支援補助金事業登録届を受理し、下記のとおり、（新規・変更）登録しました。

記

1 登録番号：

2 実施予定事業及び対象人数、補助所要額（登録状況）

補助事業名	対象人数	補助金所要額
県外看護師等就業支援金等事業	人	千円
潜在看護師等就業後継続支援事業	人	千円
看護師等奨学金返還支援事業	人	千円

様式第3号（第5条関係）

令和 年度看護師等確保支援補助金交付申請兼実績報告書

記号 第 号
令和 年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

登録番号
郵便番号
所在地
名 称
代表者（開設者）職
氏名
（ 施設名 ）

令和 年度看護師等確保支援補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

- 1 実施事業（該当するものに☑）
- ☐ 県外看護師等就業支援金等事業
- ☐ 潜在看護師等就業後継続支援事業
- ☐ 看護師等奨学金返還支援事業

2 補助金申請額等

事業区分	総事業費 （千円）	補助対象経費 （千円）	補助金申請額 （千円）	支援対象者数 （人）
県外看護師等就業 支援金等事業				
潜在看護師等就業 後継続支援事業				
看護師等奨学金返 還支援事業				
計				

※交付申請書兼実績報告書には次の書類を添付すること

(1) 全補助事業共通書類

ア 看護師等免許証の写し

イ 労働条件通知書

ウ 支援対象者一覧

※県外看護師等就業支援金等事業、潜在看護師等就業後継続支援事業・・・別紙 1
看護師等奨学金返還支援事業・・・別紙 2

エ 支援対象者ごとに整理した次に掲げる書類

(ア) 勤務実績が分かる書類（直近の勤務表等）

(イ) 社会保険加入を証する書類（健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書の写し等）

※潜在看護師等就業後継続支援事業を除く。

オ 補助対象経費の支出証拠書類

カ その他知事が必要と認める書類

(2) 県外看護師等就業支援金等事業に係る追加書類

県外医療機関等で勤務していたことが分かる書類

（雇用保険被保険者離職票の写し、源泉徴収票の写し等）

(3) 潜在看護師等就業後継続支援事業に係る追加書類

ア 働きやすい柔軟な勤務体制整備及び研修実施報告書（別紙 3）

イ 一年以上離職していたことが分かる書類

（雇用保険被保険者離職票の写し、勤務経歴書等）

(4) 看護師等奨学金返還支援事業に係る追加書類

ア 支援対象者の年間返還額が分かる書類

（年間返還額通知書、返還計画通知書等）

イ 手当等の支給根拠を確認できる書類

（給与規程、奨学金返還支援制度規程等）

様式第 4 号（第 6 条関係）

令和 年度看護師等確保支援補助金交付決定兼確定通知書

医人 第 号
令和 年 月 日

（補助事業者）

様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった看護師等確保支援補助金については、下記のとおり、その額を確定する。

記

補助金総額 金 円	
事業区分	補助確定額
県外看護師等就業金等支援	円
潜在看護師等就業後継続支援	円
看護師等奨学金返還支援	円
計	円

様式第 5 号（第 6 条関係）

令和 年度看護師等確保支援補助金不交付決定通知書

医人 第 号
令和 年 月 日

（補助事業者）

様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった看護師等確保支援補助金については、下記のとおり、交付しないことを決定します。

記

1 不交付の理由

請 求 書

金 円

【請求額内訳】

事業区分	事業別請求額
県外看護師等就業支援金等事業	円
潜在看護師等就業後継続支援事業	円
看護師等奨学金返還支援事業	円
計	円

令和 年度看護師等確保支援補助金として、上記金額を請求します。

年 月 日

登録番号
郵便番号
所在地
名 称
開設者（代表者）職
氏名
(施設名)

(あ て 先)
埼玉県知事

下記の銀行預金口座に振り替えてください。				
区 分	金融機関コード		金融機関名	
	支店コード		支店名	
	預金種別		口座番号	
口座名義(漢字)				
口座名義(カナ)				

○添付資料：振込先の口座情報が確認できる資料

様式第7号（第8条関係）

記号 第 号
令和 年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

所在地
名 称
開設者（代表者）職
氏名
（ 施設名 ）

支援対象者退職報告書

埼玉県看護師等確保支援補助金（県外看護師等就業支援金等事業、潜在看護師等就業後継続支援事業）の交付を受けた下記看護師等の退職について報告します。

No	対象者氏名	補助年度	補助事業名	退職理由	備考

※備考欄には、退職日を記載すること。

様式第 8 号（第 1 1 条関係）

令和 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

記号 第 号
令和 年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

所在地
名 称
開設者（代表者）職
氏名
（ 施設名 ）

令和 年 月 日付け医人第 号により交付決定があった看護師等確保支援補助金について、交付要綱に付された条件に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 実施事業（該当するものに☑）
- ☐ 県外看護師等就業支援金等事業
 - ☐ 潜在看護師等就業後継続支援事業
 - ☐ 看護師等奨学金返還支援事業

2 補助金の交付確定額 金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要件補助金返還相当額） 金 円

4 別添参考となる書類（2の金額の積算の内訳等）